

四万十町議会議員政治倫理審査会（第１号）の設置について

次のとおり四万十町議会議員政治倫理審査会（第１号）を設置するものとする。

記

1. 名 称 四万十町議会議員政治倫理審査会（第１号）
2. 設置根拠 四万十町議会議員政治倫理条例第５条第１項
3. 目 的 １６番西原眞衣議員の行為について審査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否を審査する。
4. 委員定数 ６名
5. 会長及び副会長
審査会に会長１名、副会長１名を置く。
会長及び副会長は審査会において互選する。
会長は会務を総理し審査会を代表する。
副会長は会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
6. 任 期 審査を付託された平成２８年５月９日から６０日以内で、審査報告書提出まで。
7. 審査会の会議 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ、これを開くことができない。
審査会の議事は、出席委員の４分の３以上で決する。

平成２８年５月９日
四 万 十 町 議 会